

St. Luke's International University Repository

グローバル化時代における国際労働力移動: 協働への課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 富田, 敬子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.34414/0002000146

グローバル化時代における国際労働力移動 ——協働への課題——

富田 敬子

I. はじめに

グローバリゼーションが進む社会では、ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて結びつき、地球規模に拡大して、様々な変化を引き起こす。21世紀に入って加速したグローバリゼーションに呼応して、国際的な労働力の移動が近年、より活発化している。本稿は、労働力の国際的移動の傾向、特徴を統計的に素描したうえで、外国人労働者の就労に係る課題について、受け入れ社会の視点から論じるものである。

日本は、外国人材の受け入れについて、長年、慎重な姿勢を貫いてきた。政府が、外国人労働者の雇用により広く門戸を開き始めた今、一様性の高い日本の職場に課せられた最大の課題は、多様性という価値の醸成とともに、多文化共生の精神に基づく新しい協働の形の構築であろう。

II. 国際的な労働力の移動

グローバリゼーションの加速とともに、市場はボーダーレス化の傾向を強めてきた。国家間の労働力の不均等を背景に、国境を越えて就業機会を求める人々の数は増加の一途を辿っている。ILO（国際労働機関）（2021）の推計によれば、自国籍国以外で働く移民労働者の数は2013年には全世界で1億5,000万人であったが、その後上昇を続け、2017年には1億6,400万人へ、そして2019年には1億6,900万人に達したという。2019年の時点で、移民労働者は、すでに世界全体の労働者数の4.5%を占めており、もはや、世界経済を支えるうえで不可欠な存在となっている。

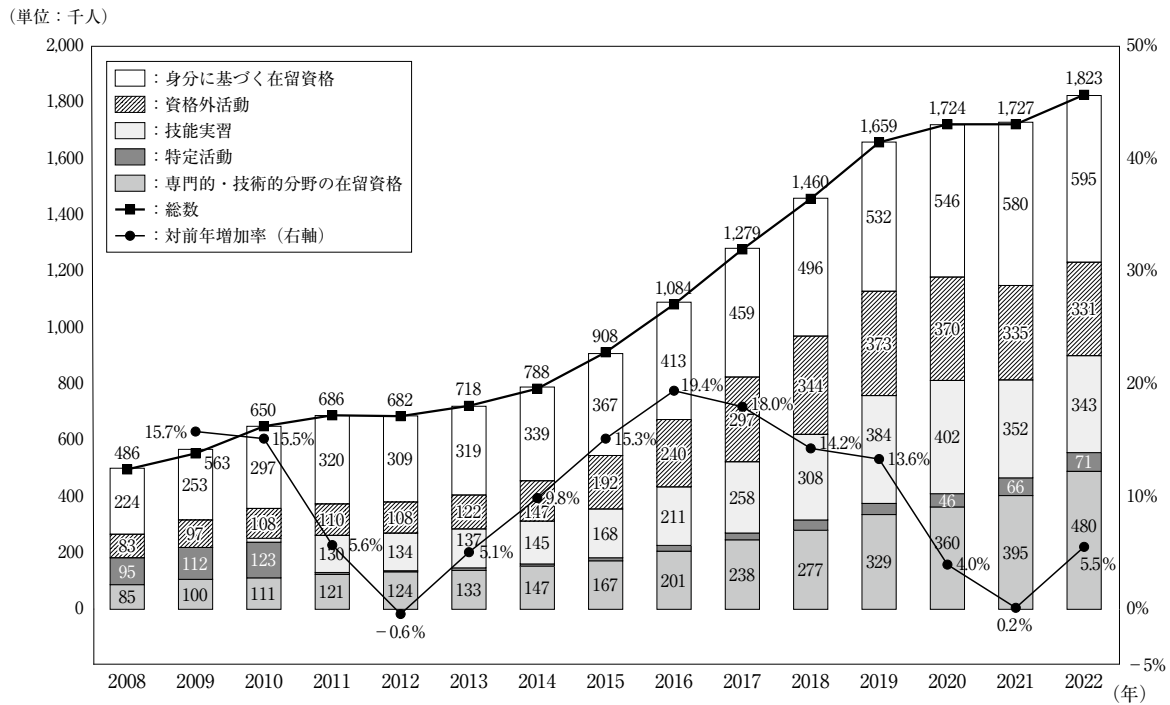
国外に就労機会を求める人流は世界中で散見される事象ではあるが、彼らが目指す国・地域には大きな偏りがあり、概して高所得国に集中する傾向がある。特に、経済的に豊かな欧米諸国は主要受け入れ地として、世界の半数近い移民労働者を集めている（ILO, 2021）。また、1970年代から、石油産業の収入を後押しに、外国人労働者に依存しながら経済発展を遂げてきた中東地域も、外

国人労働者の大きな市場となっている。

移民労働者たちが従事する経済活動は、サービス業から、製造業、農業に至るまで多岐にわたるが、外国人に開かれる労働市場は、実のところ、受け入れ国の労働力事情と政策に密接に関連している。現在、積極的に外国人労働者を受け入れている国々は、少子高齢化、人口減少、高度人材不足など、共通の課題を抱えており、外国人労働者の受け入れは、その対応策のひとつと位置づけられることが多い。たとえば、移民労働者の多くが集中する欧米諸国は、今世紀に入り、外国人労働者の合法的な受け入れのために、技能レベルや分野に応じた柔軟な受け入れ制度の構築に取り組んできた。外国人労働者の受け入れは、これらの国々において重要な政策領域であると同時に、EU（欧州連合）では、加盟国間で政策の共通化も図られてきた（植村, 2023）。

外国人労働者の受け入れは、一定以上の技能を有する熟練労働者や専門家を主な対象とすることが多いが、一方で、国内での確保が困難な分野の職務を遂行できる非熟練労働者にも門戸を開いている場合も少なくない。つまり、労働力不足が生じている職種を中心に外国人労働者を受け入れることで、自国労働者への影響の抑制が図られているともいえよう。

こうした背景のなか、国際労働市場で、近年著しく拡大をみせているのが医師や看護師等を擁する医療・保健産業である。そもそも、医療人材の採用には受け入れ国の国家資格や免状が必要とされるため、外国人の参入は難しいとされてきた。しかし、OECD（経済協力開発機構）諸国は、「高度人材」として彼らの受け入れを制度化し、すでに多くの外国生まれの医師・看護師が医療現場で活躍している。加えて、近年の医療サービスの産業化が、彼らの国際的な流動性をより高めている。たとえば、中東や東南アジア諸国は、充実した医療施設を備え、世界最高水準の医療サービスを提供して、世界中の富裕な患者を受け入れることに意欲的だ。そのために、よりよい待遇、就労環境を整えて、海外から広く医療従事者を集めている。



出典) 厚生労働省 (2022): 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】(令和4年10月末現在). <https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001044543.pdf> (2023/10/31).

図1 在留資格別外国人労働者の推移

Ⅲ. 日本における外国人材の受け入れ

外国人労働者の受け入れは、日本にとっても急務となりつつある。1999年に閣議決定された「第9次雇用対策基本計画」によれば、政府は、経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的知識・技術を有する外国人材は積極的に受け入れる一方で、いわゆる単純労働者の受け入れは十分慎重に対応する、という姿勢を示している。そのうえで、後に、中・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻化すると、2019年、政府は「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」を施行し、「特定技能」という新たな在留資格を創設して、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の受け入れを拡大した^{注)}。

図1は、日本における外国人労働者数の推移を示したものである(厚生労働省, 2022)。日本で就労する外国人は、2008年には48万6,000人であったが、その後上昇の一途をたどり、コロナ禍下においても、減少することはない。2022年10月の時点で、182万人と過去最高を記録している。近年の外国人労働者数の伸びは、「専門的・技術的分野」で就労する者、新たに認定された「特定技能」を有する者の増加とともに、「永住者」や「日本人の配偶者」の間で国内での就労が進んでいることによるものである。2023年5月にはコロナ禍の水際対策として導入された入国制限がついに解除された。在留外国人労働者の数は、今後しばらく上昇を続けるものと考えられる。

Ⅳ. 外国人労働者の増加に係る課題

外国人労働者の増加は、はたして受け入れ国の労働市場に、そして社会にどのような影響をもたらすのか。まず、その最大のメリットは、受け入れ国の労働力不足の緩和が期待されることであろう。また、外国人を雇用することによって、新しい気づきやアイデアが、イノベーションへとつながり、ビジネスチャンスが広がる可能性がある。事業のグローバル化への足がかりになるともいわれている。さらに、外国人労働者は、モチベーションが高い人材が多いことから、受け入れ国の労働市場の活性化にもつながることが期待されている。

しかし、その一方で、外国人労働者の増加は、多くの課題を突きつけているのも事実だ。特に単純労働者の増加は賃金上昇を抑え、受け入れ国の労働者の処遇改善を妨げかねず、強いては生産性向上の阻害要因になる可能性がある。言語・文化・宗教等の違いに由来するコミュニケーション・ギャップや雇用慣行に関する知識の不足は、法令違反や労働条件に関するトラブルを生みやすい。結果として、外国人労働者の労働権・生活権が脅かされかねず、彼らを地域社会で孤立させてしまう危うさがある。

日本は、外国人を労働者として制度的に受け入れるようになって歴史が浅いため、こうした潜在的な課題にとりわけ留意する必要がある。文化的均一性の高さを長年標榜してきた日本人は、概して異文化受容に消極的であると言われている。また、日本人がもつ、外国人・外国

文化に対する固有なイメージと偏見も、彼らとのトラブルのもととなりえることを十分に認識する必要がある。

V. 協働への課題—多文化共生、多様性尊重のススメ

国境を越える人の移動が活発化する現況下、私たちが目指すべき社会とは、いったいどのようなものであるのか。どのようにすれば、外国人材が、単に労働力不足の穴埋めではなく、受け入れ社会の労働者と同様、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を享受することができるのか。2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が、未来社会のあり方を示唆している。

SDGsが発する強いメッセージのひとつに、“誰も取り残さない（No One Left Behind）”がある。これは、社会におけるダイバーシティ（多様性）の包摂と同義語ととらえることができよう。つまり、国籍や人種、民族、宗教などが異なる人々が、互いの属性を認め、対等な関係性を築きながら、社会の構成員として共に生きていくことの大切さを謳っているのである。換言すれば多様な背景をもつ人材が集まる職場においては、互いの違いを尊重し、受け入れる風土を作り出す仕組みが不可欠ということになる。

多文化共生を促進するための施策については、日本でもすでに多くの研究会が立ち上げられ、報告書等がまとめられている。そこでしばしば必須とされているのは、外国人に対するコミュニケーション能力向上のための支援や生活支援、非常時における外国人向けのセーフティーネットづくり、在留管理体制の構築、受け入れ社会における共生社会の実現に向けた意識の醸成、開かれた地域社会づくりなどである（総務省自治行政局国際室、2020；首相官邸、2021）。

これらの施策は、外国人を適正に受け入れ、共生社会の構築を目指すためのものであって、施策のなかで、外国人の就労上の権利、社会・政治的な権利とその平等についての言及は極めて少ない（宮嶋、2017）。日本は、1990年以降、多くの外国人労働者を受け入れてきたが、今後、外国人との協働、労働市場への統合を図るのであれば、さらにきめ細かな施策の検討が必要であろう。とりわけ、日本人労働者との協働を考えるうえで、労働条件の整備、賃金の保証、社会保険の充実など、就労に係

る権利の保障は急務であると考える。

VI. おわりに

グローバリゼーションを具現するかのように、国境を越える人流は世界の各地でより活発化そして多様化している。労働力の国際的な移動も、今世紀に入って一層顕著になっており、移民労働者は、受け入れ国の経済を支える不可欠な存在になりつつある。

この現状に鑑み、われわれは、あらためて国際労働力移動がもたらす課題に前向きに取り組んでゆく必要がある。とりわけ、長い間、文化的・社会的に均一性が高いと自認してきた日本にとっては、社会の多様性に目を向け、移民・外国人との共存・協働のあり方を本格的に問うときが来ている。

注

入国管理及び難民認定法上、日本で就労することが出来る外国人の資格は大きく「専門的・技術的分野」「身分に基づき在留する者」「特定活動」そして「資格外活動」の4つに区分することが出来る。

引用文献

- ILO（International Labor Organization）（2021）：*ILO Global Estimates on International Migrant Workers：Results and Methodology*（Third Edition）. https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/---publ/documents/publication/wcms_808935.pdf（2023/10/31）。
- 宮嶋 喬（2017）：移民・外国人の社会的統合の社会学。学術の動向，22（10）：78-83。
- 厚生労働省（2022）：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（令和4年10月末現在）。<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001044543.pdf>（2023/10/31）。
- 首相官邸（2021）：外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiosaku_r03kaitei_honbun.pdf（2023/10/31）。
- 総務省自治行政局国際室（2020）：「地域における多文化共生推進プラン」の改訂について。https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/r02/pdf/92746701_03.pdf（2023/10/31）。
- 植村 充（2023）：労働移民に関するEU共通政策課の試み：フランスの高技能労働者獲得政策に与えた影響の分析。移民施策研究，15：146-160。